

平成28年2月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ネ)第2604号 損害賠償請求控訴事件

(原審 和歌山地方裁判所平成27年(ワ)第121号)

(口頭弁論終結日 平成27年11月17日)

判 決

和歌山県岩出市根来92番地

控 訴 人 有 限 会 社 銀 徳
同代表者取締役 吉 村 公 俊

和歌山県岩出市高瀬148番地

控 訴 人 吉 村 公 俊
上記2名訴訟代理人弁護士 太 田 達 也

和歌山市十番丁72番地 カサ・デ・まるのうち201

被 控 訴 人 吉 田 益 夫

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して1万円及びこれに対する平成26年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 事案の骨子

(1) 本件は、インターネット上の電子掲示板を管理運営する特定電気通信役務提供者である被控訴人が、控訴人らによる違法な仮処分申立て（以下「本件仮処分申立て」という。）に基づき原判決添付別紙スレッド目録記載の各スレッド（以下、それぞれ「本件スレッド1」及び「本件スレッド2」といい、これらを併せて「本件各スレッド」という。）の全ての送信の防止を命ずる仮処分命令（以下「本件仮処分命令」という。）が発令され、これにより損害を受けたとして、不法行為に基づく損害賠償請求として、控訴人らに対し、連帯して160万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成26年7月7日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 原判決が、被控訴人の請求を、控訴人らに対し連帯して10万円及び上同様の遅延損害金の支払を求める限度で認容したところ、控訴人らが控訴した。

(3) 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、下記2のとおり原判決を補正し、同3のとおり当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」「第2 事案の概要」の1ないし3（原判決2頁6行目から4頁15行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 2頁23行目の末尾に続けて以下のとおり加える。

「控訴人らは、本件仮処分申立ての趣旨において本件各スレッドの送信の防止を求めているが、申立ての理由の中では、発言の削除を求める旨記載していた。」

(2) 2頁25・26行目以下、全ての「本件仮処分決定」を「本件仮処分命令」と改める。

(3) 3頁2行目末尾に続けて以下のとおり加える。

「なお、被控訴人は、本訴において、本件各スレッドについて送信防止措置ではなく、削除を行った旨述べている（甲16）。」

(4) 4頁2行目末尾に続けて以下のとおり加える。

「なお、控訴人らは、本件仮処分申立てにおいて、本件各スレッドの全情報の削除は求めておらず、その送信防止措置を求めていただけであった。」

3 当審における当事者の補充主張

(控訴人ら)

本件各スレッドは、それが立ち上げられた目的やその内容に照らすと、全体として控訴人らの名誉を毀損するものである。

また、本件スレッド1の番号2及び本件スレッド2の番号22の各発言（以下「本件URL引用2発言」という。）は、控訴人らの名誉を毀損する内容が記載された■■■■作成のブログ（以下「本件■■■■ブログ」という。）へのURL (<http://profile.ameba.jp/saikamagoiti2012/>) を記載したものであって、これがクリックされた場合、控訴人らの名誉を毀損する同ブログの閲覧を可能にするものであることが認められる。そうすると、本件URL引用2発言は、本件各スレッドの「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」のタイトルとあいまって、控訴人らの名誉を毀損する内容の発言であるというべきである。

したがって、被控訴人が本件各スレッドの情報を発信することに法律上保護されるべき利益はないから、本件各スレッドの全情報について送信防止措置を命じた本件仮処分命令によって、被控訴人に損害が生じることはあり得ない。

(被控訴人)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件仮処分申立てが不法行為に該当するか）について

(1) 本件仮処分申立ての不法行為性について

ア 前記第2の1(3)の前提事実（原判決2頁6行目から3頁16行目までを補正の上引用）のとおりに、控訴人らは、電子掲示板・和ネットを運営する被控訴人を相手として、本件各発言に係る発信者情報の開示及び本件各スレッド

の全情報の送信防止措置を求める本件仮処分申立てを行い、これを認容する本件仮処分命令が発令されたこと、その後、控訴人らが同一内容を求める前件訴訟を提起し、訴えを変更して、本件各スレッドの全情報の削除を求めたところ、本件各発言に係る発信者情報の開示及び本件各発言の削除を求める請求については理由があると認められたものの、本件各発言以外の情報の削除請求については、本件各発言以外の4件の発言（本件スレッド1の番号2の発言並びに本件スレッド2の番号15、22及び24の各発言。以下、これらをまとめて「本件4発言」という。）が控訴人らの名誉を毀損するとは認められないとして、本件各発言に係る発信者情報の開示及び本件各発言の削除請求を認容し、本件4発言を含むその余の情報の削除請求を棄却する旨の前件判決が言い渡され、確定したことが認められる。

イ 仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において原告敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合には、他に特段の事情のない限り、申請人において過失があったものと推定するのが相当である（最高裁昭和43年12月24日第三小法廷判決・民集22巻13号3428頁参照）。そうすると、本件においても、特段の事情のない限り、控訴人らによる本件仮処分申立てには過失があったと推定されることになる。

ウ そこで、以下、上記特段の事情の有無を判断する。

(2) 本件4発言の名誉毀損性について

ア 上記(1)アのとおり、前件訴訟は、本件各発言については控訴人らに対する名誉毀損に当たると認めたものの、それ以外の本件4発言について、いずれも控訴人らに対する名誉毀損には当たらないと判断したものである。

イ しかしながら、証拠（乙6ないし16）及び弁論の全趣旨によれば、本件4発言のうち、本件URL引用2発言は、いずれも、控訴人らに対する名誉毀損的内容が記載された本件■■■■ブログのURLを記したものであること

が認められる。そうすると、本件URL引用2発言は、本件各スレッドの「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」のタイトルとあいまって、控訴人らの名誉を毀損する内容の発言とみる余地も十分にあり得たというべきである。

ウ 一方、本件4発言中のその余の2つの発言（本件スレッド2の番号15及び24の各発言。以下「本件その余の2発言」という。）は、「個人名をネットにフルネームで書き込み・・・ええんかい。個人情報保護法もあったもんじゃないな。公人や犯罪者でもないのに。」（同スレッドの番号15の発言）及び「まだ飽きもせず、こんな話題が続いてるの・・・」（同スレッドの番号24の発言）という内容であって、控訴人らの名誉を毀損する内容というより、むしろ、本件各発言などの名誉毀損的発言を戒め又は批判する内容の発言であることが明らかである。

エ 以上の次第で、前件訴訟において名誉毀損に当たらないとされた本件4発言のうち、本件URL引用2発言については、控訴人らにおいて、その名誉を毀損するものと理解し、その送信防止措置を求める本件仮処分申立てをしたこともやむを得ないものというべきであり、過失を否定する特段の事情が認められるものの、本件仮処分申立てにより本件その余の2発言について送信防止措置を求めた点については、過失の存在を否定すべき特段の事情を認めることはできない。

オ したがって、控訴人らによる本件仮処分申立ては、本件その余の2発言の送信防止措置を求めた点について、違法仮処分の不法行為が認められる。

2 争点2（被控訴人の損害）について

(1) 損害の対象となる行為

ア 被控訴人は、本件仮処分命令に基づき、違法性のない本件4発言のデータの削除を余儀なくされ、これにより損害を受けたと主張する。

イ しかしながら、本件仮処分申立ては、本件各スレッドの送信防止措置を求めるものであり、本件仮処分命令もこれを認容したものの、本件各スレッド

の情報の削除を命じてはいない。したがって、仮に、被控訴人が本件仮処分命令を受けて本件4発言を削除し、これによって損害が発生したとしても、これをもって本件仮処分申立てと相当因果関係のある損害と認めることはできない。また、本件URL引用2発言については、上記1(2)イのとおり、控訴人らの本件仮処分申立ての違法性は認められない。

ウ 以上によれば、本件仮処分申立てとの関係では、被控訴人が、本件その余の2発言についての送信防止措置を命じられたことによって被る損害の限度で、同申立てと相当因果関係がある損害として認められるべきである。

エ そこで、以下、控訴人らの本件仮処分申立てについて不法行為が認められる本件その余の2発言について、被控訴人について生ずる損害の有無・程度について検討する。

(2) 本件その余の2発言についての損害

ア 被控訴人の請求する損害

被控訴人は、本件仮処分命令による損害として、①本件4発言を削除された投稿者から被控訴人が請求を受ける可能性のある、著作権侵害による損害40万円、②被控訴人が、本件4発言の削除という無用の業務を行ったことによる運営管理上の損害40万円及び③同削除業務という無用の業務を強いられたことによる精神的苦痛に対する慰謝料80万円の合計160万円を請求している。

イ 上記ア①の損害

(ア) 被控訴人は、削除の必要のない発言を削除したことによって、その投稿者から賠償を求められる恐れがある旨主張する。そして、上記1(2)ウの認定によれば、本件その余の2発言については、本来削除の必要のない発言であったことが認められる。

(イ) しかしながら、本件仮処分命令は、被控訴人に対し、送信防止措置を命じるにすぎないから、被控訴人が本件その余の2発言を削除してしまった

ことに基づく損害は、本件仮処分命令と相当因果関係があるとは認められない。したがって、被控訴人が本件その余の2発言を削除してしまったことについて、その投稿者から被控訴人が損害賠償請求を求められるおそれがあることを理由とする損害の発生については、本件仮処分申立てとの間の相当因果関係を認めることはできない。

もっとも、本件その余の2発言が本件各スレッド上閲覧できない状態にされたという意味では、送信防止措置と削除とは重なり合うので、その限度でさらに被控訴人の損害の成否を検討すると、現時点において、被控訴人がそのような請求をされる恐れが存在は認められないし、仮にそのような請求がされた場合にも、被控訴人としては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律3条2項1号に基づき、特定電気通信役務提供者である被控訴人は、裁判所が発した本件仮処分命令により、控訴人らの権利が不当に侵害されていると信じた結果、送信防止措置（実際には削除）を採ったのであるから、他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとの抗弁を主張することができるものと認められる。

(ウ) したがって、被控訴人の前記(ア)の主張は採用できない。

ウ 前記ア②及び③の各損害

(ア) 被控訴人は、前記第2の1(3)の前提事実(原判決2頁16行目から同3頁2行目までを補正の上引用)のとおり、本件仮処分命令により、本件その余の2発言については、無用な業務を行わざるを得なかったことが明らかである。したがって、被控訴人の控訴人らに対する、このことによって被った経済的損害及び精神的苦痛に対する慰謝料の損賠賠償請求については、認める余地があるというべきである。

(イ) もっとも、上記1(1)アのとおり、本件その余の2発言は、名誉毀損的発言と認定された本件各発言が行われたのと同じ本件各スレッド上に書き

込まれたものであるから、本件その余の2発言に対する送信防止措置は、本件各発言に対するそれと同時に、一体のものとして行われるべきものである。そうすると、被控訴人が、本件その余の2発言のみについての送信防止措置に関する労務に従事させられることによって実際に被るべき経済的損害は、極めて小さなものというべきである。また、同様に、被控訴人が、本件その余の2発言の送信防止措置に関する労務に従事させられることによって被るべき精神的苦痛についても、格別大きなものではないものと認められる。

- (ウ) 以上によれば、被控訴人が、本件その余の2発言について送信防止措置を命じられたことによって被る損害は、前記ア②及び③を合わせ、1万円の限度で認めるのが相当であると判断する。

3 結論

以上によれば、被控訴人の本件請求は、控訴人らに対し、連帯して1万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成26年7月7日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は棄却すべきであるから、これと異なる原判決は相当でない。

訴訟費用については、本件に顕れた一切の事情を考慮し、民事訴訟法67条2項、61条、64条ただし書きを適用し、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

よって、本件控訴に基づき、原判決を上記のとおり変更することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 田 中 敦

裁判官 太 田 敬 司

裁判官 竹 添 明 夫

これは正本である。

平成28年2月3日

大阪高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 北田 亜

